

保険金受取人の法的地位に関する一考察 (3)

——保険金受取人とそれをめぐる利害調整法理——

桜 沢 隆 哉

目 次

はじめに

第1章 わが国における議論の状況とその問題点

第1節 問題の所在

第2節 分析の視点

第3節 保険金受取人の保険金請求権取得の固有権性

第4節 従来の判例・学説の議論

第5節 本稿における検討の方法・順序

第2章 フランス法

第1節 フランスにおける第三者のためにする契約

第2節 保険金受取人の指定と撤回

第3節 保険金受取人と相続人との関係

第4節 保険金受取人と保険契約者の債権者との関係(以上、京女法学第7号)

第5節 フランス法のまとめ

第3章 アメリカ法

第1節 アメリカにおける第三者のためにする契約

第2節 アメリカにおける保険金受取人の指定・変更(以上、京女法学第9号)

第3節 生命保険契約上の保険契約者の処分権と保険金受取人の権利

第1款 保険金受取人の指定と保険契約者・保険金受取人の権利

第2款 確定権利概念

第3款 確定権利概念と保険金受取人の指定変更権の留保

第4節 差押免除立法

第1款 差押免除立法の沿革

第2款 差押免除立法の内容

第3款 差押免除立法の法的性格（以上、京女法学第10号）

第5節 アメリカにおける利害調整法理

第6節 アメリカ法のまとめ

第4章 ドイツ法

第5章 わが国の解釈論

おわりに

第3節 生命保険契約上の保険契約者の処分権と保険金受取人の権利

第1款 保険金受取人の指定と保険契約者・保険金受取人の権利

生命保険契約においては、その証券の所有者（policy owner）に受益者、すなわち保険金受取人を指定する権利を含むあらゆる権限が与えられている。ここで「保険金受取人」とは、当該保険契約の当事者ではないにもかかわらず、保険給付金を受け取るべき資格を与えられた者である。したがって、ある者（保険契約者）は、特定の個人の財産または自身を保険金受取人として指定すること（自己のための生命保険契約とすること）もでき、または当該保険契約の受取人として第三者を指定すること（第三者のためにする生命保険契約とすること）も認められている。

保険契約者（兼被保険者。以下では特に断りのない限り保険契約者兼被保険者である保険契約を想定し、この場合単に「保険契約者」と記す）によって一度保険金受取人が指定された場合には、その者の同意なくして、保険契約者は保険金受取人の指定を変更することができないものとされている⁽¹¹⁰⁾。

(110) Robert H. Jerry II /Douglas R. Richmond,Understanding Insurance Law,Lexis Nexis 2011 5th ed.,p.316 ; Muriel L. Crawford,Law&Life Insurance contract,Irwin 1994; S. Schwarzschild, Rights of creditors in life insurance policies , Irwin 1963,pp.321-325 ; H. C. Spencer,Rights of Creditors in Life Insurance in D. M. Mcgill

すなわち、保険金受取人として条件をつけずに（撤回ができない形で）指定された者の権利は、当該指定に基づいて、直ちに確定されるものと解されており、当該契約上の権利は、保険契約者ではなく保険金受取人に帰属するということになる。もっとも、これらの権利は、次の点においてのみ条件付きのものであると解される。すなわち、第一に、保険契約者が保険による保護を無効とされる行為をした場合には、その行為によって、保険契約それ自体が無効となるため、保険金受取人はその権利を奪われることとなる。第二に、保険金受取人の権利は、保険契約者による指定によりすでに確定されているが、諾約者（保険者）が要約者（保険契約者）に対して有していたあらゆる抗弁を引き継ぐこととなる。したがって、保険者・保険契約者間に存在していた抗弁により、保険者は保険金受取人に対する支払を免れることができる。

このように、19世紀から20世紀にかけてのアメリカの生命保険契約においては、一般に保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されていない契約が一般的であった⁽¹¹¹⁾。そして、この時代に、生命保険契約において保険契約者によって指定された保険金受取人の法的地位に関する説明としては、「確定権利 (vested interest)」という表現がアメリカでは用いられていた⁽¹¹²⁾。これは、保険金受取人は、保険契約者によって指定されると同時に、保険契約の条件にしたがい保険金を受け取るべき権利を取得し、保険金受取人の同意なくして、その権利は保険契約者と保険者との間の合意内容の修正によって削減されることはないということを意味しているものと理解されており、これはアメリカに特有のルールであるといわれている⁽¹¹³⁾。

この点につき、フランスでは、第三者のためにする生命保険契約は、フランス民法典 1121 条によって規律されており、同条は「同様に人は自分自身

(ed.),The Beneficiary in Life Insuranc,Rev.ed.,1956,pp.41-108.

(111) Jerry,supra note (110) p.316.

(112) W. R. Vance, Handbook on the Law of Insurance, West 1951 3 ed.,pp.660- ; W. R. Vance,THE BENEFICIARY'S INTEREST IN A LIFE INSURANCE POLICY, 31 Yale L. J. 343;Cooley, Briefs on Insurance (1905) 3755.

(113) Vance , supra note (112) pp.660-661.

のためにする要約の条件、あるいは他人にする贈与の条件である場合には、第三者の利益のために要約することができる。この要約をした者は、第三者が受益の意思表示をしたならば、もはや撤回することができない。」と規定している。この規定の下では、生命保険契約の保険金受取人は、当該契約に法的な利害を有しているが、その利益は保険金受取人が承諾する前であればいつでも当該契約の一方の当事者たる保険契約者によって撤回され得るが、承諾後は、保険金受取人の権利は撤回することができず確定的なものとなる（この点については、第2章第2節（『京女法学』第7号159頁以下）を参照）。したがって、フランスでは、保険契約者による保険金受取人の指定がなされ、それに対して保険金受取人が承諾の意思表示（わが国の民法537条3項にいうところの受益の意思表示）をした後は、保険事故の発生前であっても、保険契約者は保険金受取人の指定変更権を含む保険契約上のあらゆる処分権限を失うことになるのに対して、保険金受取人の固有かつ保険者に対する直接の権利が確定することとなる。他方、ドイツでは、保険金受取人には、民法典330条⁽¹¹⁴⁾に基づいて、自己の名で契約に基づく給付を請求する権利が与えられているが、生存中、保険契約者は、当該契約にわたる自由な支配権を留保しているのを通例とする。保険契約者は、保険金受取人が妻子であったとしても、その者の意思に関係なく（すなわち同意を必要とせずに）、保険金受取人およびそれに次ぐ別の者の指定を撤回しそれに代わる別の者に指定を変更することができ、当該契約の変更または解約、あるいは譲渡又は質権の設定もすることができる⁽¹¹⁵⁾。このことからドイツでは、保険契約者によ

(114) ドイツ民法典330条は、次のように規定している。すなわち、「生命保険契約又は終身定期金契約において、保険金又は定期金を第三者に支払うべきことを約した場合において、疑わしきときは、第三者は給付する権利を直接に取得するものとする」。なお、ドイツ法については、第4章において検討する。

(115) Prölss/Martin, *Versicherungsvertragsgesetz*, 28. Aufl. 2010, S.879; Claus M. Eifling, *Drittwirkungen der Lebensversicherung* (2003), S.39; Fabian Wall, *Das Valutaverhältnis des Vertrags zugunsten Dritter auf den Todesfall - ein Forderungsvermächtnis* (2010) S.17

り指定変更権の留保された保険金受取人の権利取得は、保険事故発生の時であり、そのため、保険金受取人の保険事故発生前に取得する権利は、保険金請求権の将来の権利取得に対する「不確定な期待」(Hoffung)、または単なる権利取得に対する「期待」(Anwartschaft)であると解されている⁽¹¹⁶⁾。したがって、ドイツでは、保険金受取人は、何らの権利も取得しておらず、契約上のあらゆる処分権限は保険契約者にあることとなる。

以上の諸外国の制度に対して、保険証券が発行されるとすぐに、当該証券の確定権利を取得するというアメリカ法におけるこの独特な理論の起源は必ずしも明らかではないが、一般には Bliss の体系書において次のように述べられていることに由来するといわれている。すなわち、彼はいくつかの判例を引用した上で、「……一般原則は以下のものであると理解される。保険証券およびそれに基づいて支払われるべきこととなる金銭は、保険証券発行の瞬間に当該証券上に保険金受取人として指名された者に帰属する。そして、保険証券を取得する者には、捺印証書 (deed) や遺言 (will) やいかなる行為によっても、指定された者の利益をその他の者に移転させる権限はない。」としている⁽¹¹⁷⁾。この考え方によれば、証券およびそれに基づいて支払われる金銭等の利益はその証券の発行の時にすでに保険金受取人として指定された者に帰属することとなり、保険契約者には何らの利益も帰属しないこととなる。

第2款 確定権利概念

1 確定権利概念

すでに述べたように、保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保され

(116) Prölss/Martin, Versicherungsvertragsgesetz, 28. Aufl. 2010, S. 879; Claus M. Eifling, Drittwirkungen der Lebensversicherung (2003), S. 39; Fabian Wall, Das Valutaverhältnis des Vertrags zugunsten Dritter auf den Todesfall - ein Forderungsvermächtnis (2010) S. 17

(117) Bliss, Life Insurance (1872) § 317.

ていなかった時代においては、保険証券が発行された瞬間に、保険証券およびそれに基づいて支払われるべき金銭は、保険金受取人に帰属するという準則 (vested interest) があり、古くはこのように生命保険契約における保険金受取人の権利は、保険契約者によって指定されると同時に確定的なもの (vested) であるといわれていた⁽¹¹⁸⁾。この保険金受取人の権利が確定的であるということは、保険金受取人は保険契約者による指定とともに当該契約の条件にしたがって支払われることとなる額を受け取る権利を有し、その権利はその者の同意を得ることをなくして、保険契約者と保険者との間の合意によって、当該契約の内容の修正または当該契約の取消によって削減することはできないということを意味している⁽¹¹⁹⁾。したがって、当該契約における条件は、保険契約者のいかなる明示または黙示の行為によっても保険金受取人の権利を削減することはできないということから、保険金受取人が保険金請求をめぐって訴訟を提起した場合には、保険契約者の契約違反によって生じた抗弁を保険者から主張してくるといった事例にも拡大されているが、この場合においても保険者は当該抗弁をもって保険金受取人に対抗することができる⁽¹²⁰⁾。しかし、このような立場は必ずしも支持されているとはいえない。なぜなら、当該証券の下で支払われる給付を受け取る権利それ自体は保険契約者の指定とともにすでに保険金受取人の権利として確定しており、その条件にしたがうべきことが当然とされているためである。そして、連邦最高裁判所の事例において述べられているように、保険証券は当該証券に基づいて有する権利の基準となるものであるから、当該証券において保険契約者により保険金受取人の指定変更権が留保されていない以上、その権利は確定していると解すべきだからである⁽¹²¹⁾。

(118) Cooley, Briefs on Insurance (1905) 3755, and cases cited.

(119) Vance, *supra* note (112), 31 Yale L. J., p. 344.

(120) Patterson v. Insurance Co. (1898) 100 Wis. 118, 75 N. W. 980; Seiler v. Association (1898) 105 Iowa, 87, 74 N. W. 941.

(121) Northwestern Mut. Life Ins. Co. v. McCue (1912) 223 U. S. 234, 252, 32 Sup. Ct. 220, 224.

この「確定権利概念」は、アメリカに特有の、しかもアメリカにおいても保険契約に特有のルールであると述べられている⁽¹²²⁾。というのも、もっぱら第三者自身のためになされた契約に基づき、彼自身の名で訴えを提起することができるこの一般的権利は大多数の州で認められているが、ただこれらの州においても保険金受取人の確定権利を理由として、保険契約者が契約にわたるすべての支配権を失うことになるとはいわれていないためである。

なお、イギリスでは、保険金受取人の確定権利概念は、1882年の立法(Married Women's Property Act)を除けば、当該保険契約に基づいて支払われる保険契約者の妻子のための信託が設定されるという認識は受け入れられてこなかった。したがって、この立法を除けば、生命保険契約において、保険契約の当事者において第三者から何らの対価(約因)なくして保険金受取人として指定されている場合には、保険金受取人にはコモンロー上もエクイティ上もいかなる権利も与えられないこととなる。そのため、保険契約者の生存中は、彼の意図するように保険契約の譲渡または解約することもできるなど契約にわたる全般的な支配権を留保しているというのが一般的である。他方で、保険契約者の死亡後(保険事故の発生後)には、保険金受取人に保険金を支払うという保険契約者と保険者との合意は確定的なものとなり、訴権は保険契約者の人格代表者(personal representatives)に帰属することになるが、保険金受取人への保険金の支払は、保険者の義務を免除することになるため、保険契約者の人格代表者による求償請求をする権利は、保険金受取人のために設定された信託にあることになる。

2 確定権利概念の帰趨

保険証券が発行された時から、保険契約に基づいて生ずる利益は保険金受取人に帰属するというルール—確定権利ルール—の帰結についてはなお検討が必要となる。

(122) Vance, supra note (112) 31 Yale L. J., p. 345.

保険証券の所有権が保険金受取人にあるという場合には、保険契約者（要約者）はそれに関して何らの権利を有しておらず、保険料を支払い、当該証券（契約）を維持することができる権利を有するにすぎない⁽¹²³⁾。このことは、保険契約者が保険料を支払わない場合であっても、保険金受取人がそのような契約上の利益あるいは権利を有するということとなるという一般原則、あるいは問題にも通ずる⁽¹²⁴⁾。このルールに関して、保険金受取人による訴訟において、保険証券の発行後になされた保険契約者による信託宣言は、利益の確定に反対するものとも、それを承認するというものともいずれの証拠ともならないことが確立している。なぜなら、保険契約者は当該契約に関して、何らの利益を有しておらず、権利は保険金受取人が取得しているためである⁽¹²⁵⁾。しかし、保険契約者は当該契約に何らの利害を有していないということは、このような契約の不当な履行拒絶に基づいて訴権は、支払われた保険料の総額、当該契約の責任準備金価額あるいはこうした履行拒絶がなされなかったとしたら保険契約者が置かれたであろう地位の価値として確定した損害を回復する権利は保険契約者に実質的にはあると判示する事案とは一致しないこととなる。これらの事案では、単なる保険料支払いの権限に加えて、保険契約者は当該契約が履行されなかったことに実質的利害を有することを必要としている。このような権利の所有権は、当該証券に関する信託宣言が明らかに金銭上の利害を欠くこととなるというルールと一致しない。信託宣言における保険金受取人の権利に関して、契約違反を理由として損害賠償の請求をする保険契約者は、保険金受取人のために設定された信託において回

(123) Bomash v. Sup. Sitting, etc. Order (1889) 42 Minn. 241, 44 N. W. 12; Pingrey v. Nat'l. Life Ins. Co. (1887) 144 Mass. 374, 11 N. E. 562; Morrill v. Catholic Order (1907) 79 Vt. 479, 65 Atl. 526.

(124) Longford v. Nat'l. Life Ins. Co. (1915) 116 Ark. 527, 173 S. W. 414; Mut. Life Ins. Co. v. Schaeffer (1876) 94 U. S. 457; Western & Southern Life Ins. Co. v. Grimes 138 Ky. 338, 128 S. W. 65 (1910); Stockwell v. Mut. Life Ins. Co., 140 Calif. 198, 73 Pac. 833 (1903).

(125) McEvoen v. N. Y. Life Ins. Co. (1919, Calif. App.) 183 Pac. 373.

復された額を維持するべきであるという原則に従っていると考えられる。また、保険金受取人の権利に係る信託理論は、当該契約が保険金受取人による被保険者故殺によって支払事由が生ずる事案に対処することも可能とする。それによれば、エクイティ上の有効な保険金受取人の権利は、被保険者の故殺といった違法行為によりすでに失われていることになり、信託は保険契約者の人格代表者に帰属することとなる。

保険金受取人が確定権利を有するということは、保険契約者から指定された時点ですでにその者の財産であるということになるので、当該契約において、適切な諸条件を欠いていたとしても、たとえば保険契約者との離婚、または当該契約上の権利の取得をもたらす他の関係の終了により削減されることはなく⁽¹²⁶⁾、また保険契約者の破産管財人等によってもその資産に対する請求をすることができないということの意味する⁽¹²⁷⁾。

保険金受取人の権利が、当該証券が発行されるとすぐに確定的なものとなる場合には、保険事故の発生前であっても、保険金受取人がその権利を譲渡等によって移転することができること⁽¹²⁸⁾、あるいは特別な免除立法を欠く場合であっても、保険金受取人自身の債務の履行を確保するためにその債権者はそれを差押えることができるということ⁽¹²⁹⁾、および保険事故の発生前に無遺言で彼女が死亡した場合には彼女の債権者および遺産相続権者 (distributees) のために遺産管理人 (administrator) に帰属するということが必然となる。これはあくまで一般原則であるが⁽¹³⁰⁾、特に最後の点に関して、

(126) *Filley v. Illinois Life Ins. Co.* (1914) 91 Kan. 220, 137 Pac. 793. なお、テキサス州では、離婚により妻の利益は排除されないものとしている (*Hatch v. Hatch* (1904) 35 Tex. Civ. App. 373, 80 S. W. 411. In re *Steele* (1899, S. D. Iowa) 98 Fed. 78.)

(127) In re *Steele* (1899, S. D. Iowa) 98 Fed. 78.

(128) *Conn. Mut. Life Ins. Co. v. Westervelt* (1879) 52 Conn. 586; *Harvey v. Van Cott* (1893) 71 Hun, 394, 25 N. Y. Supp. 25.

(129) *Troy v. Sargent* (1882) 132 Mass. 408; *Amberg v. Manhattan Life Ins. Co.* (1902) 171 N. Y. 314, 63 N. E. 111.

(130) *Harley v. Heist* (1882) 86 Ind. 196; *Hooker v. Sugg* (1889) 102 N. C. 115, 8 S. E. 919.

多数の裁判所は、保険金受取人がすべての権利を有し、保険契約者は何らの権利も有しないという結論を認めることを拒否している。こうした裁判所の立場は、当該保険証券の遺言的性質を強調し、これは保険契約者の意思解釈に注意が向けられなければならないとしている。保険契約者は保険金受取人の死亡に基づいて保険料支払いの利益は、彼の生前において利益に何らの請求権も有しない人格代表者へと帰属するべきであると述べている。したがって、保険金受取人の死亡により、失効した信託として保険契約者に帰属し、彼が新たな保険金受取人を再び選ぶことを可能にすること、あるいは保険契約者がこのような新たな指定を欠いたまま保険事故が発生した場合には、保険契約上の利益は保険契約者の遺産（相続財産）に帰属することとなる⁽¹³¹⁾。

当該保険証券において、保険金受取人が保険契約者よりも延命している場合には、指定受取人、そうでなければ他の者（たいていの場合は保険契約者の人格代表者）に支払うことを合意しているならば、①解除条件にしたがってその権利は保険金受取人に確定するのか（すなわち保険金受取人等が生存していなければ権利取得はない）、それとも②どのような権利の発生にも保険金受取人等の生存が前提条件となるのかが問題となる。こうした問題は、死亡の先後に関して何らの証拠も提供されていない状況において、たとえば共通災害で保険契約者と保険金受取人とが同時に死亡したとされる事案において生じ得る。当該証券の利益に対する保険金受取人の権利が保険契約者よりも前に彼女が死亡したことにより奪われることで確定される場合には、保険金受取人の人格代表者の権利を否定する者は、保険金受取人が保険契約者よりも延命しなかったことを証明する責任を負担するのに対して、保険金受取人の権利が、保険事故の発生までに生じ得なかった場合には、その証明責任が転換するということが明らかである。この点に関する裁判所の見解は多

(131) Ryan v. Rothweiler (1893) 50 Ohio St. 595, 35 N. E. 679; Mut. Ben. Life Ins. Co. v. Atwood (1874, Va.) 24 Gratt. 497; Smith v. Metropolitan Life Ins. Co. (1908) 222 Pa. 226, 71 Atl. 11.

様なものが存在し⁽¹³²⁾、不動産における遺産の確定に関する事案で注目されているのとは異なり、保険金受取人の権利の確定について肯定する傾向はない⁽¹³³⁾。しかし、最初の保険金受取人によって権利が享受されなかったという事案において、それに代わる保険金受取人のために、当該保険契約上の利益を留保しておきたいとする保険契約者の潜在的意思と一致するものと考えられ、保険金受取人が生存条件を満たす場合には保険金受取人に対して何らの義務を負わないものとする。

第3款 確定権利概念と保険金受取人の指定変更権の留保

以上でみてきたように確定権利概念は、その後、その考え方が大きく修正されるようになった。すなわち、20世紀後半になって、アメリカでは保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されている保険証券が発行されるようになり、このことが影響したためか、この概念の考え方は修正を余儀なくされたのである。

保険金受取人は、最終的に保険者との合意・約定に実質的な利害を持った者に対して、保険契約者の推定的意思に基づいて確定的権利を取得するというルールは、保険契約者の実際の意図との間におそらく不一致が生ずるだろう。これは、一般ルールが保険契約を締結する人々に広く知られるようになって

(132) このような状況の下で保険金受取人は、彼女が保険契約者よりも先に死亡したことの積極的な証拠によってのみ奪うことができる確定権利を取得するという理論が示されている (U. S. Casualty Co. v. Kacer (1902) 169 Mo. 301, 69 S. W. 370, and Supreme Council v. Kacer (1902) 96 Mo. App. 93, 69 S. W. 671.)。最初の事案は典型的な生命保険契約であり、第二の事案は、共済組合契約である。いずれの契約においても、保険給付金は、保険契約者 (被保険者) の生存している子に支払われ、その子が生存していない場合には、保険契約者の相続財産に支払われることとなっている。保険契約者と保険金受取人が共通災害で同時に死亡した場合には、保険金受取人の人格代表者が生命保険契約においては確定権利に基づいて権利を取得するのに対して、共済組合契約では、彼女の生存が条件となっている権利であるため、それが証明されなければ、権利を取得することができない。このような論理を否定する裁判例もある (McGomin v. Menken (1918) 223 N. Y. 509, 119 N. E. 877)。

(133) Fuller v. Linzee (1883) 135 Mass. 468.

た後には、明示的に保険金受取人を変更する権限を契約上留保することによって保険契約者が当該契約において当該証券上の支配権を維持するという意思を宣言しているという事実において明らかにされている。このような留保の効果は、指定受取人の権利にどのような影響を及ぼすのだろうか。このような保険金受取人の指定変更権が保険契約者に留保されたままで指定された保険金受取人の法的地位（権利）の説明として、次の二つの見解が一般に考えられている。

すなわち、第一に、保険金受取人は、単なる期待を有するに過ぎないという見解である⁽¹³⁴⁾。保険金受取人指定を変更する権限を留保することは、単に保険契約者が一般原則に従って保険金受取人に確定した権利を奪い、そして彼が指定した新たな保険金受取人に同様の権利を確定させる権限を与えるということとなる。この見解によれば、保険契約者は、彼が証券で約定した方法でのみ行使できる指定の一般権限を除いて当該証券について何らの権利を有しないこととなる。また、保険契約者が保険金受取人の変更条項を遵守せずになされた当該証券の譲渡または解約は、保険金受取人の同意なくしてその権利に影響を及ぼすことはできない。なお、当該契約は保険契約者の債権者によって差押えをすることはできないが、当該契約が保険金受取人の指定を変更できるなどこの不確実性に鑑みて、連邦最高裁は次のように判示する。すなわち解約価値を有するこのような証券は、保険契約者が破産した場合には彼の管財人の財産となる。連邦破産法のもとでは、破産者によって彼自身のために行使されるべき権限は破産管財人に帰属するものとする。おそらく保険金受取人が当該証券の下で取得する諸権利の理論にかかる最も有力な主張は、*Taylor v. Receiver General* 事件⁽¹³⁵⁾によってなされたもので

(134) この場合、保険契約上の権利の処分権限が全面的に保険契約者に留保されていることになる。したがって、保険契約者は自由に保険契約の解約権を行使することによって、解約返戻金を自身のために利用することもでき、また指定変更権を行使することによって、別の者に保険金受取人を変更することもできる。

(135) *Taylor v. Receiver General* (1917) 226 Mass. 306, 115 N. E. 300.

ある。すなわち、同判決によれば保険金受取人の権利は、被保険者の死亡前に確定され、それゆえに被保険者の死亡に基づき保険金受取人に帰属する給付金は相続財産として扱われず相続税が課せられることもない。

第二に、保険金受取人は、条件付きの確定権利を有するという見解である⁽¹³⁶⁾。保険契約者は、彼の生存中、当該証券の実質的所有を維持し、保険金受取人に何らの権利も与えていないという意思を表示すること、保険金受取人の指定は保険事故発生時に支払われる金額に関する保険契約者の意思解釈に過ぎないことがその理由としてあげられている⁽¹³⁷⁾。したがって、保険契約者には、保険契約に基づく利益の帰属する者を指名する権限のみが残されていることとなる。

前者の見解によれば、保険契約者に保険契約から生ずる利益を処分する権限が全面的に留保されていると考えるのに対して、後者の見解によれば、保険契約者には保険契約から生ずる利益の帰属する者を指名する権限が残されているだけである。したがって、前者の見解によれば保険契約者は、保険契約を自由に解約して、その解約返戻金を自己のために利用し得るのに対して、後者の見解によればそれは認められないこととなる。

第4節 差押免除立法

第1款 差押免除立法の沿革

1 制定法

アメリカにおいて最初の差押免除立法 (exemption statute) が登場したのは、ニューヨーク州であるといわれている。ニューヨーク州では1840年に Married Women's Act (または Verplankt Act とも呼ばれる)⁽¹³⁸⁾ を制定

(136) Vance, *supra* note (112) 31 Yale L. J., p. 358.

(137) Hicks v. N. W. Mut. Life Ins. Co. (1914) 166 Iowa, 532, 147 N. W. 883; McGozvin v. Menken, (1918) 223 N. Y. 509, 119 N. E. 877; McEwen v. N. Y. Life Ins. Co., (1919, Calif. App.) 183 Pac. 373.; Mut. Ben. Life Ins. Co. v. Swett (1915, C. C. A. 6th) 222 Fed. 200.

(138) N. Y. Laws, 1840, ch. 80.

した。同法には次のような規定を置かれている。すなわち、「すべて婚姻中の婦人は、自ら、自己の名において、あるいは同意を得た第三者の名において、その者を受託者として、自己の利益のために、夫の生命に関して、定期であれ終身であれ、適法に保険契約を締結することができる。彼女が夫の死後も延命した場合には、保険契約の条件に従って支払われるべきこととなる保険金は彼女自身が使うために、夫の人格代表者あるいは債権者の請求から免れる。しかし、そのような免除は、一年あたりに支払われる保険料が300ドルを超える場合には認められない。」とする。この法律は、これまで既婚女性に対して認められなかった夫の生命に関して妻が自己のためにする保険契約を締結することを認め、彼女に独立した財産として、保険給付金を取得するという保護を与えることを認めた画期的のものであるといわれている⁽¹³⁹⁾。現在の状況からすれば、女性がこのような保険契約を締結することは極めて当然のことに感じられるが⁽¹⁴⁰⁾、当時妻は夫と独立した財産を保有することができず、また自分自身が権利義務の主体となって契約を締結することも認められていなかったのである⁽¹⁴¹⁾。そのため、この法律は、①女性の契約締結能力を肯定したこと、②夫の生命に関して被保険利益を肯定したこと、および①・②とは少し観点が異なるが、③一定の範囲の債権者による差押えから免除を図ったという点において emancipation statute としての意義を有する⁽¹⁴²⁾。こうして夫の生命に関して妻が締結した自己のためにする保険契約について、保険金受取人である妻の権利を夫の債権者から保護することがその後の判例法理において展開していくこととなった。そして、その後、妻の利益のために夫が締結した保険契約にもこのような判例法理が適用されるようになり⁽¹⁴³⁾、保険金受取人として妻が指定されている場合にもその利

(139) Vance, supra note (112), 31 Yale L. J. 349.

(140) Spencer, supra note (110) p.46.

(141) Spencer, supra note (111) p.46.

(142) Cohen, Creditor's Rights to Insurance Proceeds as determined Payments, 40 Col. L. Rev. 975 (1940).

(143) このマサチューセッツ州の立法をモデルとするものとして、オハイオ州、ミシガン

益保護が図られていくこととなった。

ニューヨーク州の Verplankt Act が成立した4年後の1844年に、より包括的な形で保険金受取人の権利を保護する立法がマサチューセッツ州⁽¹⁴⁴⁾において現れた。それは、「妻のために、いかなる者によって、いかなる者の生命にかけられた保険契約であれ、夫、夫の債権者、夫の相続人その他の者から独立に、彼女またはその子どもの使用と利益に供せられる。」とし、同法の第二項は、それを締結した者以外の者に対して支払われる保険給付金は、保険契約に影響を及ぼす者の債権者の請求から指定受取人に支払われるべきことが規定されている。このマサチューセッツ州の1844年法は、①夫が妻のために締結した保険契約（第三者のためにする契約）が夫の債権者から保護されていること、②保険料についての限度額が規定されていないこと、および③詐害行為に関する規定において債権者との利害調整を図っていることが、ニューヨーク州の1840年法との違いとしてあげることができるが、妻のために締結された保険契約を保護するという点では同じである。

その後、20世紀になり、ニューヨーク州はより包括的な内容の新立法を制定した。その内容としては、①受取人の資格を制限せず保険契約者以外の者が指定されている場合をすべて含むこと、②保護の及ぶ範囲について制限がないこと、および③詐害行為の要件・効果について制限を加えていることが特徴としてあげられる⁽¹⁴⁵⁾。

各州は、このニューヨーク州法またはマサチューセッツ州法を模範とする

州、ノースカロライナ州、ニュージャージー州、メリーランド州、イリノイ州、アラバマ州の立法がある。

(144) Mass. Laws, 1844, ch. 82.

(145) なお、このような立法につき統一差押免除法 (Uniform Exemptions Act, 13 U.L.A. 1979) が存在している。同法の7条は「本上に規定のある場合を除き、個人は自己の保有する満期未到来の保険契約について差押えを免除される。ただし、その契約が5000ドルを超える個人に利用可能な累積的配当、利息、契約者貸付価額を有するときは、債権者は、債務者に弁済することを要求し、債権者に債務者に代わって、5000ドルを超える累積的配当、利息、契約者貸付価額または債権者の有する債権額のうち少ない方の支払を受けることができる」と規定する。

ようになり、その後、実質的には受益者の権利に関する判例法理の発展に大きな影響を及ぼすことになっていく⁽¹⁴⁶⁾。

2 判例の展開

保険契約者（要約者）の意思によって指定された受益者（保険金受取人）の権利を保護することについて述べた判決は1855年以降までみられることはなかった。

まずこの点について、テネシー州最高裁判所は、Rison v. Wilkerson 事件⁽¹⁴⁷⁾において、この問題を取り上げている。同事件では、ニューヨーク州法と類似した州法は、保険契約者（夫）自身が保険金受取人として指定されている保険契約（すなわち自己のためにする保険契約）には適用されず、したがって当該証券を夫が死亡する前に譲渡したとしても、妻は当該給付金について何らの利益を有していないので、すべての利益は当初指名された者へと帰属することとなる。こうした問題は、1860年のウィスコンシン州最高裁判所の Clark v. Durand⁽¹⁴⁸⁾ 事件において、はじめて正面からとり上げられている。同判決は、母親が彼女自身の生命に関してその子のために締結していた保険契約について、彼女がその所有権を留保したままで、当該証券を第三者へと譲渡し、それによって保険金受取人のすべての権利を奪うことができるかが争点となっている事例である。同裁判所は、保険契約者は継続的な保険料の支払によって、保険金受取人のために当該保険契約を維持する何らの義務もないことから、保険金受取人のための信託が存在していることを否定する。その2年後の Eadie v. Slimmon 事件⁽¹⁴⁹⁾においてニューヨーク州控訴院は、夫の生命に関する契約であって、かつ妻が夫よりも延命した場合には彼女に、そうでなければその子に支払われる保険契約を締結してい

(146) Vance, supra note (112), 31 Yale L. J. 350.

(147) Rison v. Wilkerson, 3 Sneed, 565 (1856, Tenn.).

(148) Clark v. Durand, 12 Wis. 223 (1860).

(149) Eadie v. Slimmon, 26 N. Y. 9 (1862).

たところ妻が保険事故の発生前に当該証券を譲渡することは、保険事故発生後に当該保険契約に基づく給付金を受け取る権利を奪うものである効力は生じないとしている。1865年のマサチューセッツ州の判決である *Swan v. Snow* 事件⁽¹⁵⁰⁾ は、妻が保険契約の当事者として締結した契約に関するものである。当該保険契約は、妻よりも延命した夫の遺産管理人ではなく、妻の遺産管理人に対して支払われるとするものであり、彼女の死後も、当該契約が妻の独立の財産であることを規定する旨の立法があったことから、彼女の遺産管理人が保険料を支払い続け契約を維持することができるとしている。1867年に同じ裁判所で判断が示された *Burroughs v. State Mut. Life Ass. Co.* 事件⁽¹⁵¹⁾ において、自己の生命に関する保険契約を夫が締結し、被保険者(保険契約者)、彼の人格代表者へと支払われるという契約において、彼の妻子が使用に供せられるために譲渡された保険契約の譲受人には、当該契約に関するコモンロー上の訴権を維持するものとしている。翌年、この判決で述べられたことは、*Gould v. Emerson* 事件⁽¹⁵²⁾ において、踏襲されている。

その後、新たな傾向が次第にみられるようになってきた。1871年以前に、生命保険契約の保険金受取人にあらゆる権利が確定するという見解は、制定法がこれを明示的に規定していない限り、前出の *Clark v. Durand* 事件⁽¹⁵³⁾ を除いて、あらゆる裁判例において明らかにされているものの、そこでは概ね否定されている。しかし、その年に新たな判断が示されるに至った。保険契約の保険金受取人の確定権利は、いくつかの州において、制定法にまったくの明示的な規定がなかった場合であっても、独立した形で認められている。もっともよく引用されているのは、*Lemon v. Phoenix Mut. Life Co.* 事件⁽¹⁵⁴⁾

(150) *Swan v. Snow* 11 Allen, 224 (1865).

(151) *Burroughs v. State Mut. Life Ass. Co.*, 97 Mass. 359 (1867).

(152) *Gould v. Emerson*, 99 Mass. 154 (1868). 同事案は、類似の証券の下で、エクイティ上の受益者は、引受訴訟において、当該証券の譲受人に支払われた保険金にかかる彼女の持分を回復することが認められるものとする。

(153) *Clark v. Durand*, supra note (148) 223.

(154) *Lemon v. Phoenix Mut. Life Co.*, 38 Conn. 294 (1871).

であり、Bliss によって発表されたアメリカ法におけるルールの源泉だと考えられている判決である。この事案では、保険契約者が彼の婚約者である原告 X のための保険契約を締結したところ、当該契約が彼女の兄へと譲渡された。その後、原告の同意を得ることなく、保険契約者は、保険契約者の兄のための別の保険契約の代わりとして当該保険証券の所有権を取得して、当該契約を解約した。原告 X は、何らの保険料も支払っておらず、彼女が契約に基づいて請求した利益に対して何らの対価も支払っていなかった。保険事故の発生に基づき、原告は保険者に対して請求書を提出し、彼女に対して保険金の支払をするよう求めた。裁判所は、既婚女性にのみ適用されるという *Burroughs* 事件⁽¹⁵⁵⁾ が依拠した制定法にも、当該証券が彼女のための信託宣言を証明するという理論にも基づかず、それよりもむしろ彼女のために原告の兄に当該証券を譲渡することによってなされる贈与を理由として結論を導いている。裁判所は、保険契約者が当該証券の所有権を留保している限り、彼自身のために当該証券の支配を維持することができるものとしている。同様に、ルイジアナ州の *Succession of Kugler* 事件⁽¹⁵⁶⁾ でも、既婚女性たる保険金受取人に特別な権利を与える旨を規定する制定法が存在しない場合であっても、夫が自己の生命に関して彼の妻子に支払われるものとして締結した契約は、保険事故の発生前にすでに指定された保険金受取人の財産となっていると判示されている。さらにニュージャージー州では、*Landrum v. Knowles* 事件⁽¹⁵⁷⁾ において、同様にいかなる補助的な立法も存在していない場合には、既婚女性がその夫の生命に関して、彼女の未成年の子に支払われるものとして締結した保険契約は、信託宣言をすることによって有効な贈与となり、その子に帰属するものとしている⁽¹⁵⁸⁾。

(155) *Burroughs v. State Mut. Life Ass.Co.*, supra note (151) 359.

(156) *In re Succession of Kugler*, 23 La. Ann. 455 (1871).

(157) *Landrum v. Knowles*, 22 N. J. Eq. 594 (1871).

(158) もっとも、贈与として有効であるのは、第三者に対して譲渡する際の契約の価値の範囲内のみであり、その残りは、その後のすべての保険料を支払った譲受人に帰属することになるとする。

こうした事案の中には、裁判所は、既婚女性のための保険契約が彼女の独立した財産となることを定める立法によって保護されるというだけではなく、当該約束が、被保険者（保険契約者）、彼的人格代表者、譲受人に、既婚女性の使用と利益のために支払われるものとする契約の形式によっても、受益者のための信託宣言のあることを肯定するものとして考えられるべきである。前出の *Gould v. Emerson* 事件⁽¹⁵⁹⁾では、保険契約者の指名した者は、明らかに保険金の受益者であるから、そのような保険金受取人は、引受訴訟によってそれを回復することが認められると考えている。

1872年以前に判断されたケースにおいて示されたことは、Blissの主張を基にしたアメリカの先例からあまり支持を受けていない。それらの判決のほとんどは、法規定により単に擬制された信託を認めるというものであり、時には明示的な制定法が存在しなくとも、その範囲を有効な無体財産の贈与をなすのと同様に、保険契約の譲渡に関する場合に制限している。しかし、裁判所は、一転してBlissの見解の指示するに至ったのである。1880年に、ミネソタ州最高裁判所は、制定法の規定を欠いていたとしても、保険契約者が彼の妻および彼の妻が彼よりも延命していない場合にはその子へと支払うという契約を締結している場合には、彼の妻の死亡後に、その後の契約の解約および後妻へと支払われるというそれに代わる契約を締結することによって、先妻の死亡により最初の契約のもとで確定した子の権利を消滅させるものではないとする⁽¹⁶⁰⁾。この判決は、保険金受取人に対する保険契約の譲渡に基づいた前出の *Lemon* 事件⁽¹⁶¹⁾の中に何らの支持も見出すことはできないと指摘されている。なぜなら、ここでは保険契約者は保険契約の所有権を留保しているためである。

(159) *Gould v. Emerson*, supra note (152) 154.

(160) *Ricker v. Charter Oak Life Ins. Co.*, 27 Minn. 193, 6 N. W. 771 (1880). なお、ニューヨーク州裁判所は、その前年に制定法から離れて、保険金受取人の権利は、同人の同意を得ることなくしてなされた保険契約者の譲渡によって奪われるものではないとする (*Fowler v. Butterly*, 78 N. Y. 68 (1879)).

(161) *Lemon v. Phoenix Mut. Life Co.*, supra note (154) 294.

以上のような事案と Bliss の主張を引用し、その広範囲の言葉の外延にまで及ぶ他の事案と連続性を有している。裁判所は、保険金受取人の権利取得の法的性質は贈与である旨を判示していたルイジアナ州最高裁の判決⁽¹⁶²⁾は、後に配偶者間での贈与を撤回することを可能とする法の適用を回避するために、それは贈与ではなく、単に無名の権利 (innominate right) の移転であると述べてきた⁽¹⁶³⁾。実際の当該証券の譲渡に関しても、有効な贈与であるとするものもあれば⁽¹⁶⁴⁾、保険証券を遺言書にととらえて、保険金受取人の利益を遺贈として、失効した遺贈に関して適用される法の適用を問題とするものもあれば⁽¹⁶⁵⁾、そのような状況の下で保険金受取人を決定するための解釈準則を考えるものもある⁽¹⁶⁶⁾。しかし、大部分において、この法的ルールは、いまや何らの疑問もなく、受け入れられ適用されている。それは、あらゆる場合に保険金受取人に支払われるものであれ、養老保険契約期間の満了前に保険事故 (被保険者の死亡) が発生した場合にのみ、保険金受取人に支払われるものであれ、理論的に養老保険契約一般や共済・団体保険・年金保険・

(162) Pitcher v. N. Y. Life Ins. Co., 33 La. Ann. 322 (1881).

(163) Lambert v. Perm Mut. Life Ins. Co. (1898) 50 La. Ann. 1027, 1038, 24 So. 16, 21. この事案では、Pitcher 事件 (Pitcher v. N. Y. Life Ins. Co., 33 La. Ann. 322 (1881)) が、配偶者間のあらゆる贈与は撤回できないとするフランス民法典 1096 条を参照することなく判断が示されたことが議論されているが、同事件では保険金受取人 (妻) の権利は撤回されないとしている。しかし、New York Life Ins. Co. v. Neat, 114 La. 652, 38 So. 485 (1905) 事件では実際には、贈与 (無償の第三者のためにする契約) と無償の保険契約との間には実際に違いは存在しないとされている。フランスの裁判所は、生命保険契約は、フランス民法典 1121 条の第三者のためにする契約によって規律されるものであり、同民法典 1096 条の範囲内で配偶者間の贈与は撤回可能であるとする。

(164) McEwen v. N. Y. Life Ins. Co., 183 Pac. 373 (1919, Calif. App.); Lemon v. Phoenix Mut. Life Ins. Co., supra note (154). Neary v. Metropolitan Life Ins. Co., 92 Conn. 488, 103 Atl. 661 (1918).

(165) Dunn v. New Amsterdam Casualty Co., 141 App. Div. 478, 126 N. Y. Supp. 229 (1910); Robinson v. Duvall, 79 Ky. 83 (1880); Continental Life Ins. Co. v. Palmer, 42 Conn. 60 (1875).

(166) Sup. Council v. Densford, 21 Ky. L. R. 1574, 56 S. W. 172 (1900).

疾病保険・高度障害保険へと拡大されている⁽¹⁶⁷⁾。

第2款 差押免除立法の内容

1 保護の対象・主体

差押免除立法は、いくつかの州で成文化されている。その典型例はアラバマ州の立法であった。すなわち、この立法は、当該「保険契約が、自己の生命または他人の生命の契約に関し、保険契約者以外の者のためになされた契約である場合には……その法定の保険金受取人は、保険契約者の債権者および人格代表者に対して、proceeds and avails を有する」としている。しかし、保険金受取人の確定権利概念に関するこうしたルールは、多くの州の制定法により修正されている。多くの州では明示的に一定額以上の保険給付金を免除の対象としている。そして、このような額を上回る場合にはそれは債権者の利益に供せられるものであり、また、債権者を詐害する形で支払われた保険料についてはその払戻しの責任を負うものとなっている⁽¹⁶⁸⁾。

多くの州は、ニューヨーク州の Verplanck Act をモデルとして、既婚女性が彼女の夫の生命に関して保険契約を締結することを認める制定法を有しており、このような場合には、通常、彼女が夫よりも延命した場合には、彼女の夫の債権者からの請求を受けずに（中には彼女自身の債権者からの請求を受けないとする例もある）、保険給付金の全額を受け取ることができるものとする。これらニューヨーク州をモデルとした立法は、ある者が、自己の生命に関する保険契約を締結し、自己またはその妻及び子に支払われるものであって、かつ彼の債権者の請求を受けず、または一定の制限の範囲で債権者の請求から免除される立法であるという点で共通している⁽¹⁶⁹⁾。これらの

(167) Vance, supra note (112), 31 Yale L. J. 354.

(168) Vance, supra note (112), p. 546. なお、このような制定法がない州においても、健康保険および傷害保険等の保険給付を債権者による債権の回収の引当てとすることから免除し、かつ団体生命保険における保険給付を Attachment および Garnishment から保護しているものもある。

(169) 2 COUCH, CYCLOPEDIA OF INSURANCE LAW (1929) § 330, p. 936.

制定法は、すべての共通の法原則を述べているわけではないが、新たな権利を発生させる行為および特別な権利を与える行為を認めるものとしている。そして、このような立法の解釈は、立法の趣旨を活かすように自由な解釈がとられなければならないものとされている⁽¹⁷⁰⁾。

保険免除立法は、主として次の三つの分類をすることができる。① 5000ドルから10000ドルまでの金額の間で、限定的な保険給付金額を免除しているもの⁽¹⁷¹⁾、② 250ドルから500ドルまでの金額の間で、限定的な年間保険料額で締結した保険を免除しているもの⁽¹⁷²⁾、③他人のために締結されたすべての保険契約を免除しているもの⁽¹⁷³⁾である（なお、そのほとんどは、債権者を害する形で支払われた保険料は取り戻し得る旨が規定されている）。保険契約の *proceeds and avails*⁽¹⁷⁴⁾ には、当時の裁判例において、解約返戻金・契約者貸付金、および保険契約者により指定が撤回されない限り保険金受取人へと支払われる契約者配当金（現金配当は除く）を含むものと解釈されている。制定法では、保険の免除を受ける保険金受取人に関して様々な制限が

(170) *McMullen v. Shields* (1934) 96 Mont. 191, 29 P. (2d) 652; *Lubke v. Vonnekold* (1947) 250 Wis. 496, 27 N.W. (2d) 458.

(171) Ariz., Minn., Miss., S. Dak.

(172) Calif., Idah, Mo., Mont., Nev., S. Car., Utah.

(173) Alk., Ark., Colo., Conn., Dela., Fla., Go., Ill., Ind., Ia., Kan., Ky., La., Me., Md., Mass., Mich., Nebr., N. Hamp., N. J., N. Mex., N. Y., N. Car., N. Dak., Okla., Ohio, Ore., Pa., R. I., Tenn., Tex., Vt., Wash., W. Va., Wis., Wyo.

(174) *Schwarzschild*, supra note (110), p.179. なお、現行のニューヨーク州保険法 3212 条 (a) は、「生命保険契約に関連して「保険金および受取金 (*proceeds and avails*)」という用語は、死亡保険金、死亡保険金の繰上支払または特別解約返戻金の繰上支払、解約返戻金および貸付限度額、払込免除保険料および配当金を含み、配当金は、保険証券発行後保険契約者が配当金を現金で受け取ることを選んだ場合を除き、保険料の減額に利用されたか、その他いかなる方法で利用または充当されたかを問わない。」と規定する。今井薫 = 梅津昭彦監訳『ニューヨーク州保険法 (2010 年末版)』(生命保険協会、2012 年) 参照。現在は、解約返戻金が *proceeds and avails* に含まれるというのは定義規定から明らかであるが、かつては定義規定が存在せず、その関係で、*proceeds and avails* に解約返戻金が含まれるかが争われたことがある。基本的には、後に出てくる規定の自由な解釈により、解約返戻金も含まれると解されてきた。*Schwartz v. Holzman*, 69 F.2d 814 (2d Cir. 1934), cert. denied, 293 U.S. 565, 55 S.Ct. 76, 79 L.Ed.665 (1934).

ある。イリノイ州の立法を解釈するにあたって、裁判所は、被保険者（被保険契約者）および彼の妻（保険金受取人）の当該証券の給付金を判決債権者による Garnishment から保護することをしないと判示する。なお、免除が州内に支払場所を指定した保険会社により支払われた保険給付金に限定するという立法もあれば、保険給付金を保険金受取人の債権者から免除されるとするものもある。しかし、このような少数の例外を除けば、所与の分類の範囲で制定法は比較的統一されている。

2 詐害行為について

ニューヨーク州保険法の 55 条 A は、保険契約者以外のあらゆる者保険金受取人としてのために締結された保険契約において債権者を害する意図で移転されたのではない保険契約の譲受人は、保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されているかどうかにかかわらず、債権者の請求から自由に保険契約の給付金に対する権利を有するものとしている。ただし債権者に詐害的意図をもってなされた保険料の支払について取り戻す権利を認めている⁽¹⁷⁵⁾。他の州の諸立法は、それぞれ異なっており、場合によっては給付金ではなく保険契約それ自体を免除するというものもある⁽¹⁷⁶⁾。

一般に、これらの制定法は、もともと養老保険に適用できるように解釈されてきた⁽¹⁷⁷⁾。高度障害給付は、保険契約者によって指定された保険金受取

(175) In re Sturdevant, 29 F. (2d) 795 (W. D. N. Y. 1928); In re Newberger, 1 F. Supp. 685 (W. D. Okla. 1932); Cole v. Marple, 98 Ill.5.8 (1381); Houston v. Mladduxw,179 Ill. 377, 53 N. E. 599 (1899); York v. Flaherty, 210 Mass. 35, 96 N. E. 53 (1911). また、In re Murphyv. Casey, 150 Mlmn. 107,184 N.W. 783 (1921);First State Bank v. Conn., 136 Ok. 294, 277 Pac. 928(1929); Well v. Marquw, 256 Pa.608,101 Ati.70(1917). なお、Johnson v. Bacon, 92 Miss. 156, 45 So. 858 (1908)

(176) Ralph v. Cox, 1 F. (2d) 435 (C. C. A. 8th, 1924); In re Weick 2 F. (2d) 647 (C. C. A. 6th, 1924); Irving Bank v. Alexander, 280 Pa. 466, 124 AU. 634 (1924).

(177) In re Churchill, 209 Fed. 766 (C. C. A. 7th, 1913); Smith v. Metropolitan Life Ins. Co., 43 F. (2d) 74 (C. C. A. 3rd, 1930); In re Hurwitz, 3 F. Supp. 16 (N. Y. 1933); Charles Hing v. Joe Lee, 37 Cal. App. 313, 174 Pac. 356 (1918); Pulsifer v. Hu-sey, 97 Me. 434, 54 Atl. 1076 (1903); Flood v. Libby, 38 Wash. 366, 80 Pac. 533 (1905).

人に支払われるか、または保険金受取人に譲渡される場合には免除されることになっており⁽¹⁷⁸⁾、当該給付が保険契約者自身に支払われた場合⁽¹⁷⁹⁾、または当該譲渡が債権者を害する意図でなされた場合には免除されないということとなっている⁽¹⁸⁰⁾。なお、1934年にニューヨーク州は、高度障害給付に関して支払がなされるものかどうかに関係なく、生命・健康・傷害保険会社によってなされた支払を免除する特別の立法を制定した⁽¹⁸¹⁾。

すでに指摘したように、これらの制定法は、当該保険契約の解約返戻金を含めるものとして解釈されている⁽¹⁸²⁾。たとえば *Schwarz v. Holzman* 事

Hurwitz 事件においては、保険契約者が満期までの期間に生存していた場合、受託者は届出の時における解約価額を回復することができると判示する。満期までの期間が到来した時には、債権者は死亡のときに保険金受取人として指定されていた者が誰であるかに関わらず当該給付金に達することができる。*Wason v. Colburn*, 99 Mass, 342 (1868); *Talcott v. Field*, 34 Neb. 611, 52 N. W. 400 (1892); *Ellison v. Straw*, 119 Wis. 502, 97 N. W. 168 (1903). なお、養老保険契約には明示的に免除立法に含まれている。*Scott v. Wamsley*, 253 N. W. 524 (Iowa 1934); *Schuler v. Johnson*, 246 N. W. 632 (S. D. 1933).

(178) *Wittman v. Littlefield*, 142 Misc. 916, 256 N. Y. Supp. 471 (Sup. Ct. 1932), aff'd, 235 App. Div. 831, 257 N. Y. Supp. 885 (1st Dep't 1932); *Lion Credit Union v. Gutman*, 148 Misc. 620, 265 N. Y. Supp. 979 (N. Y. City Ct. 1932); *Barnovitch v. Horwatt*, 173 Atl. 676 (Pa. 1934).

(179) *In re Kern*, 8 F. Supp. 246 (S. D. N. Y. 1934); *Murdy v. Skyles*, 101 Iowa 549, 70 N. W. 714 (1897); *Chattanooga Sewer Pipe Works v. Dunbar*, 153 Mis. 276, 120 So. 450 (1929); *Herbach v. Herbach*, 148 Misc. 33, 265 N. Y. Supp. 14 (N. Y. City Ct. 1933); *Baxter v. Old National City Bank*, 46 Ohio App. 533, 189 N. E. 514 (1933). But see *In re Commissioner of Banks v. Yelverton*, 204 N. C. 441, 168 S. E. 505 (1933).

(180) *Edgar A. Levy Leasing Co., Inc. v. Wishner*, 147 Misc. 828, 147 Misc. 829, 265 N. Y. Supp. 184 (Sup. Ct. 1933).

(181) N. Y. INSURANCE LAW § 55-b effective (1934) は、明示的に高度障害の前に発生した債務に適用される。*Addiss v. Selig*, 264 N. Y. 274, 190 N. E. 490 (1934) 事件におけるルールに従えば、本項は制定の日が存在していた債務には適用されないとする(なお、*Holmes v. Marshall*, 145 Cal. 177, 79 Pac. 534 (1905); *Scott v. Wamsley*, 253 N. W. 524 (Iowa 1934)).

(182) *Holden v. Stratton*, 198 U. S. 202 (1905); *Davis v. Cramer*, 133 Ark. 224, 202 S. W. 239 (1918); *Grems v. Traver*, 87 Misc. 644, 148 N. Y. Supp. 200 (Sup. Ct. 1914), atl'd, 164 App. Div. 968, 149 N. Y. Supp. 1085 (4th Dep't 1914); *Dawson v. National Life Ins. Co.*, 156 Tenn. 306, 300 S. W. 507 (1928); *Cannons v. Lincoln Nat'l Life Ins. Co.*, 203 Wis. 452, 243 N. W. 320 (1932); *Cooper v. Taylor*, 54 F. (2d) 105S (C. C. A. 5th,

件⁽¹⁸³⁾において、巡回裁判所は、夫の指示で保険金受取人(妻)に支払われ、直前に夫が破産したという事例であるが、その場合に、解約返戻金を免除すると判示されている。もちろん裁判所は、その際、夫自身が当該給付を受けるという場合には別のルールが適用されるものと認識している。妻は保険契約の解約を強制されているが、制定法は自由に解釈されるべきであるという考えに基づきこの結論に達している。また、配当金は、それが保険金受取人のために積み立てされている場合⁽¹⁸⁴⁾、または現在の保険料の減額に適用される場合には免除されることとなるものと解されている⁽¹⁸⁵⁾。

多くの州では、債権者に対する詐害行為について規定をおいている。典型的な立法は、たとえばアラバマ州におけるものである⁽¹⁸⁶⁾。すなわち、「自分以外の者のために、自己あるいは他人の生命について締結された保険契約、あるいは保険契約が被保険者・保険契約を締結した者・その遺言執行者・遺産管理人以外の者に譲渡され、あるいはいかなる方法によってであれ、これらの者に支払われるようにされた場合には、債権者を害する意図で移転された場合を除き、適正な保険金受取人あるいは譲受人は、被保険者・保険契約者の債権者、人格代表者、破産管財人、州または連邦の裁判所によって任命された収益管理人に優先して、保険契約から生ずる proceeds and avails について権利を有する。ただし、債権者を害する意図をもって支払われた各保険料は、消滅時効の規定に服しつつ、利息を付したうえ、契約の proceeds から債権者のために役立てられる。」である。この中では、何が債権者に対して詐害行為となるのが問題となる。この点については次節で詳しく件と

1923); *Murphy v. Casey*, 150 Minn. 107, 184 N. W. 783 (1921); *Dreyfus v. Barton*, 98 Miss. 768, 54 So. 254 (1911); *Schuler v. Johnson*, 246 N. W. 632 (S. D.1933).

(183) *Schwarz v. Holzman*, 69 F. (2d) 814 (C. C. A. 2d, 1934).

(184) *New York Plumbers Specialties Co. Inc. v. Stein*, 140 Misc. 161, 140 N. Y. Supp. 220 (Sup. Ct. App. Term 1931).

(185) *Randik Realty Corp. v. Moseyeff*, 147 Misc. 618, 263 N. Y. Supp. 440 (N. Y. City Ct. 1933).

(186) James W. Heath, *Exemption Statutes and the Right to Proceeds of Life Insurance*, 9 Montana Law Review 62 (1948).

するが、一般的には次の点をあげることができる。すなわち、①経済的危機後の保険金受取人の変更（たいていの場合、保険契約者またはその相続財産から彼の妻・子、その他の近親者）、②経済的危機状態の債務者（保険契約者）が第三者のための保険契約を締結し、保険料を支払うこと、または③浪費された資金で保険料の全部または一部が支払われていることである⁽¹⁸⁷⁾。

第3款 差押免除立法の法的性格

1 解釈の基準

免除立法を解釈するにあつては、それを厳格に解釈すべきではなく、自由な解釈（liberal construction）すべきであるといわれており、実際の裁判例においてもそのような態度が採られている⁽¹⁸⁸⁾。本来、コモンロー上の原則を変更する立法の解釈は厳格になされることが多いが、免除立法の解釈については一貫して、その立法趣旨を活かすように、自由な解釈がなされるべきであるとされている⁽¹⁸⁹⁾。

2 合憲性問題

差押免除立法の遡及効との関係が問題となる。すなわち、免除立法が、法律の制定前に締結された保険契約であるか否かを問わず適用があるとするものがある。その際、遡及効との関係で問題となるのが、①保険契約・債権の両方が法律制定以前から存在、②保険契約だけが法律制定前から存在、③債権だけが法律制定前から存在の場面である。とりわけ、当該法律が制定される以前に存在していた債権者（上記の分類では①・③）から、保険契約を保護する内容の立法については、合衆国憲法の契約毀損（contract impairment）の禁止に反するという。

養老保険期間の満了または被保険者の死亡のいずれかを原因として、制定

(187) Heath, supra note (186) p.64.

(188) Schwarzschild, supra note (110), p.198-199; Vance, supra note (112) p.741.

(189) Schwarzschild, supra note (110), p.198-199; Vance, supra note (112) p.741.

に優先して支払事由が発生した保険契約には、これらの制定法は適用されない⁽¹⁹⁰⁾。このようなケースでは、債権者の権利はすでに発生していた⁽¹⁹¹⁾。多くの制定法はすでに存在している契約に適用される。このような条項がおかれていなければ、法はこのような契約に適用されないだろうことが暗に示されている⁽¹⁹²⁾。私は、これは保険制定法のような免除立法の性質に関する誤りであるという主張をしている。一般準則は、すべての免除立法はそれらが生じた時に適用される。債権者が差し押さえようとしている財産が取得されたときに違いが生ずる（債権者の請求が生じた時に違いが生ずるけれども）⁽¹⁹³⁾。他のあらゆる財産に与えるのとは異なる措置に保険契約が服すべき理由はない。結果的に、この立法はいつ締結されたものであっても適用できるものであるべきである。

どの範囲まで、保険契約が既存の債権者に適用なものなのか。仮に適用可能である場合、それらは憲法上の契約条項に違反するかどうかを考えることに尽きる。解釈問題は、憲法上の問題によって提示されるものとは無関係に考えられている。こうした判決は共通に明確な区別を維持することができなかった者を引用している⁽¹⁹⁴⁾。しかし契約条項の shadow にとって、すべて

(190) United States Mortgage & Trust Co. v. Ruggles, 258 N. Y. 32, 179 N. E. 250 (1923); Well v. Marquis, 256 Pa. 608, 101 Atl 70 (1917). Contra: Cros v. Armstrong, 44 Ohio St. 613, 10 N. E. 160 (1887).

なお、免除立法の合憲性に関する文献としては、栗田達聡「ニューヨーク州保険法における生命保険債権保護の序章的研究」生命保険論集 162号 215頁、224 - 225頁 (2008年)、同「ニューヨーク州保険法における生命保険債権保護の諸相」生命保険論集 164号 101頁 (2009年) 参照。

(191) In re Morse, 206 Fed. 350 (D. Kan. 1912); Addiss v. Selig, 264 N. Y. 274, 190 N. E. 490 (1934); In re Commissioners v. Yelverton, 204 N. C. 441, 168 S. E. 505 (1933); Well v. Marquis, 256 Pa. 608, 101 Atl 70 (1917); Skinner v. Holt, 9 S. D. 427, 69 N. W. 595 (1896).

(192) Well v. Marquis, 256 Pa. 603, 101 Atl. 70 (1917).

(193) Quackenbush v. Danks, 1 Denio 127, aff'd, 1 N. Y. 129 (1848); Morse v. Goold, 11 N. Y. 281 (1854); Laird v. Carton, 196 N. Y. 169, 89 N. E. 822 (1909); Brearley v. Ward, 201 N. Y. 358, 94 N. E. 1001 (1911).

(194) In re Bonvillain, 232 Fed. 370 (E. D. La. 1916), aff'd, 237 Fed. 1015 (C. C. A. 5th, 1917), cert. dismissed, 248 U. S. 588 (1918); In re Messinger, 29 F. (2d) 158 (C. C. A.

の裁判所が保険契約の給付金は債権者の請求から免除されることを述べる制定法は、その請求が事後的に生ずる債権者に対してのみ適用されることが意図されていると述べるかどうかは疑問である。

しかし、*Addiss v. Selig* 事件⁽¹⁹⁵⁾において、ニューヨーク州の控訴審裁判所は、合憲性の問題に言及しつつ⁽¹⁹⁶⁾、保険法 55 条 A は、既存債権者に適用されることが意図されていないと判示した。同裁判所は、部分的に債権者は、修正された方において明確な文言がなければ侵害されるべきでない Lien を有していること、またこの法は明示的に既存の契約にも言及し、既存の債権者に言及していないことによって、それらを排除するものと解されなければならないとの理由に基づきこの結論に達した。

Crane 判事は次のようにのべる。すなわち、「本項の表現に注意すべきである。それ以前に発行された保険契約に適用されるけれども、それは、既存の債権者の取扱について何ら言及していない。この規定は、既存の債権者に影響を及ぼすことなく、既存の契約に適用されるように解釈されている。別の言葉でいえば、裁判所は 1927 年 5 月 31 日以前に存在した場合に生じていることと考えているのは極めて妥当である（債務はその日以後まで負われていないけれども）。このような後発的な債権者に関して、本項は有効である。われわれは、原告の分類における債権者にそれが適用される場合にこの項に

2d, 1928), cert. denied, 279 U. S. 855 (1929); *Fearn v. Ward*, 65 Ala. 33 (1880); *Addiss v. Selig*, 264 N. Y. 274, 190 N. E. 490 (1934); *In re Commissioners v. Yelverton*, 204 N. C. 441, 168 S. E. 505 (1933); *Well v. Marquis*, 256 Pa. 608, 101 Atl. 70 (1917); *Trust Co. v. Fay*; *In re Heilbron's Estate*, 14 Wash. 536, 45 Pac. 153 (1896).

これらの事案において裁判所は、違憲とならないように解釈されるべきという一般原則の適用を誤っている。一般原則は、このような解釈によって制定法の目的が達せられる場合のみ適用することができる。*Sage v. Brooklyn*, 89 N. Y. 189 (1882); *People v. Feitner*, 191 N. Y. 88, 83 N. E. 592 (1908)。なお、一般原則は当該法律の合憲性を維持する解釈が、当該法律の立法目的を毀損する場合には無効となる。

(195) *Addiss v. Selig*, 264 N. Y. 274, 190 N. E. 490 (1934).

(196) *Gunn v. Barry*, 82 U. S. 610 (1872); *Edwards v. Kearzey*, 96 U. S. 595 (1877); *Bank of Minden v. Clement*, 256 U. S. 126 (1921); *Coombes v. Getz*, 285 U. S. 434 (1932).

一種の不確かな適法性よりもむしろ上記のような意味を与える。これは疑いもなく、本法廷が、家族関係法 52 条における例外的な無効に言及しつつ、United States Mortgage & Trust Co. v. Ruggles (253 N. Y.32, p. 39) において述べられていることを考慮している。原告の権利は、無効によって影響を及ぼされない。新法制定前に満期又は支払われた給付に対する債権者の権利を害することが立法者の意図であると何ら示されていない((Hollenbach v. Born, 238 N. Y. 34)。そしてこのような意図であるならば、憲法はそれ自体を無効とする。』

しかし、既存契約について明示的に述べていることは立法者が当該制定法を既存の債権者に適用することを意図していない限り何らの意味ももたない。事後の債権者は、契約が新たな法の時に存在しているかどうかにかかわらず、あらゆる契約に何らの権利ももたないニューヨーク州法の適切な解釈との関係で、その制定に優先してペンシルヴァニア州は、既存債権者に適用される場合に、法は違憲ではないという主張を事前に排除するために、明示的に既存債権者の請求を排除するよう一般法を修正することが心に留められるべきである⁽¹⁹⁷⁾。

既存の債権者から諸権利を奪う制定法の憲法適合性を考える際に重要な問題は、保険給付金は保険契約者または保険金受取人の財産であるかどうかということである。すなわち、この財産が債務者である保険契約者のものであるという場合にはいかなる制定法も既存の債権者から権利を奪うことはできないという結論には何らの疑問も生じ得ない⁽¹⁹⁸⁾。そのすぐ後、この理論は免除の増加に適応できるように拡大された⁽¹⁹⁹⁾。いくつかの州では、これらの原則は、その後まもなく生命保険給付を免除する立法の合憲性の問題において適用されることはなかった⁽²⁰⁰⁾。

(197) PA. STAT. (1920) § 12262; PA. STAT. (1930) Tit. 40, § 517

(198) Bronson v. Kenzie, 42 U. S. 311 (1843); McCracken v. Hayward, 43 U. S. 608 (1844).

(199) Gunn v. Barry, 82 U. S. 595 (1873); Edwards v. Kearzey, 96 U. S. 595 (1877).

(200) Skinner v. Holt, 9 S. D. 427, 69 N. W. 595 (1896); Trust Co. v. Fay, 14 Wash.536, 45

W. B. Worthen Company v. Thomas 事件⁽²⁰¹⁾において、連邦最高裁判所は、債権者は債務者の事業活動の終了の時まで彼の債務者の事業活動をあてにする権利があるので、当該契約が債務の発生後に取得されたということは問題とはならないとする。また連邦最高裁は、同事件において、このような原則を再確認した。その裁判例は、単に保険契約の給付金を免除するだけでなく、それを達成するために何らの手続も問題するべきでないことを示すアーカンサス州立法を扱うものである。新法の制定前に被保険者の死亡により満期となった保険契約のもとでこの制定法上の権利を保険金受取人が請求している事案である。確かに Garnishment の規定は法が制定される前に保険会社により役立てられるものである。州最高裁判所は、この法律を適用可能であり、かつ合憲であると判示した⁽²⁰²⁾。

Hughes 首席判事は、つぎのように述べてこの判断を破棄差戻した。すなわち、「立法によって創出される免除よりも前に負っている債務に関する事案に適用される免除立法は、憲法の規定に違反して、契約上の義務への不当な介入となる。判決はそれ自体において、憲法上の保護が及ぶ契約ではなく、合衆国が救済の方法を変更または修正するのに十分であるという被上告人の主張は無効である。目下の事案における判決および Garnishment は、被上告人が構成員であった企業の契約上の義務を行使し、制定法が実質的な権利を変更するための適切な手段を提供するものである。」とする。

既存の非常時のために制定法を正当化するための努力がなされており、ミネソタ州の事例⁽²⁰³⁾は、時・額、状況または必要性に関して制限されないという考え方にに基づき区別される。このケースの時期に関連して、Sutherland とその考え方に賛成して Van Devanter、McReynolds および Butler はミネソタ州の裁判例につきこの見解を繰り返しのべる。すなわち、「われわれは、

Pac. 153 (1896); Rice v. Smith, 72 Miss. 42, 16 So. 417 (1894).

(201) W. B. Worthen Company v. Thomas, 292 U. S. 426 (1934).

(202) W. B. Worthen Company v. Thomas, 65 S. W. (2d) 917 (Ark. 1934).

(203) Home Bldg. & Loan Ass'n v. Blaisdell, 290 U. S. 398 (1934).

緊急事態を正当化すること、または実際には同様のことであるが、正当化するための機会を与えるという主張は、契約上の義務の毀損に関して州憲法の禁止の無効を理由として是認することはできない。このような主張を受け入れることは、基本法を実際の境界が存在しない超憲法的な領域へとわれわれを導くことになるためである。われわれは、不健全かつ危険な理論を斥ける。明らかな違反はそれらが継続した期間の長短、違反の程度によって決定されるということ、および長期の存続または大規模な重大なそれは悪いという考え方に基づいている。」とした。

破産において、契約条項は一般に解約返戻金に対する既存債権者の権利を保護するために主張することが認められている。しかし、最近の裁判例では、債権者は生命保険契約上のあらゆる権利を奪われる。なぜなら、破産の時に不測の事態が生じ、当該請求が証明されるけれども、免除立法の制定時に彼の請求は単なる条件付きのものであり証明できるものではないからである。

しかしこうした契約条項の下におけるすべてのケースは、債権者は債務者の財産に対するのと同様の救済を受ける権利がある。彼が契約をしたときに契約の一部となったエンフォースメントの権利を有しており、それゆえに憲法に違反するものではない。債務者の財産ではなく債権者の財産を強制執行する権利はこのような保護の中にある。

Hawthorne v. Calef 事件⁽²⁰⁴⁾ および Coombes v. Getz 事件⁽²⁰⁵⁾ のような、取締役・株主の法定責任を追及する会社債権者の権利を扱う裁判例は、反対に実際に参考とならない。債務者以外の者に対して権利が執行されたが、それは問題となっているのは債務者の財産権である。それゆえ、保険の事例と類似している点は、被保険者の相続財産は、保険金受取人に対して一度も請求権を有するものではないから、落とされる。

通常、指定された保険金受取人のための生命保険契約は、いかなる意味に

(204) Hawthorne v. Calef, 69 U. S. 10 (1865).

(205) Coombes v. Getz, 285 U. S. 434 (1932).

においても、債権者の財産ではなく、債権者による債権回収の引当てとはならない。ある者の生命保険契約は彼の財産の一部を構成しないのである⁽²⁰⁶⁾。債権者は、彼の所有にある限り、債務者の事業における製品を引当てとすることができる。詐害行為がなければ、債務者は債権者は、債務者が別の者に対してなした贈与について差し止めることはできない⁽²⁰⁷⁾。妻または他の者に支払われる生命保険契約は、実際にはこのような贈与である。家族関係法52条のように債権者が給付金に対する権利を制限されている場合には、このような権利は縮減するのではないだろうか。

Addiss 事件⁽²⁰⁸⁾において、立法者は、このような権利に影響を及ぼすことを意図していないと判示され、また裁判所はそうすることにより違憲とはならないと述べていることがすでに指摘されている。問題は、将来において、ニューヨーク州の立法者は保険法55条Aにおいて既存債権者を含むという前提で考えられている。また、Addiss 事件では、被保険者の代理人として、契約条項は、保険契約は一度も債務者の財産とはなったことがないため違反していないと主張されている。原告側の弁護士は、この議論は、保険金受取人の変更権が留保されている契約には適用されず、このような権利が留保されている場合には、債権者の権利は契約条項によって保護されることになるから、それは債務者の財産であるとする。

家族関係法の52条を解釈している事例はすべて、同条の下で締結された契約は、夫ではなく、妻の財産であるということを強調している⁽²⁰⁹⁾。給付金の一部は正当に夫の相続財産の一部として処分されないということ、および補充手続において収益管理人は、このような契約について処分権がないこ

(206) Bailey v. Wood, 202 Mass. 549, 89 N. E. 147 (1909); Shaver v. Shaver 35 App. Div. 1, 54 N. Y. Supp. 464 (3d Dep't 1898.)

(207) Central National Bank of Washington v. Hume, 128 U. S. 195 (1888).

(208) Addiss v. Selig, 264 N. Y. 274, 190 N. E. 490 (1934).

(209) Whitehead v. New York Life Ins. Co., 102 N. Y. 143, 6 N. E. 267 (1886); Anderson v. Northwestern Mut. L. Ins. Co., 261 N. Y. 450, 185 N. E. 896 (1933).

とが指摘されている⁽²¹⁰⁾。また、保険金受取人の変更権が留保されている場合であっても、債務者の債務に関して解約返戻金にも差押えをすることはできない⁽²¹¹⁾。多くの裁判所は、このような権利が留保されている場合には、妻はいかなる確定的権利も有せず、単に条件付権利を有するのみであるとすると⁽²¹²⁾。しかし、これらのケースは、夫の生存中について述べているものである。それゆえ、保険金受取人の変更権の留保は、妻の所有権に影響を及ぼすものではなく、このような所有に条件付きの制限をする行為であること、および給付金に対する妻の権利は、究極的には確定的であると述べていることについては正当であろう⁽²¹³⁾。裁判所は、夫の死亡後は、保険金受取人は

(210) *Maurice v. Travelers Ins. Co.*, 121 Misc. 427, 201 N. Y. Supp. 369 (Sup. Ct. 1923), approved in *Gershman v. Berliner*, 214 App. Div. 196, 211 N. Y. Supp. 881 (1st Dep't 1925)。もっとも、初期の裁判例は、このような契約に債権者が執行することが可能であるというものもあった (*Cavagnaro v. Thompson*, 78 Misc. 687, 138 N. Y. Supp. 819 (Sup. Ct. 1912); *Clark v. Shaw*, 91 Misc. 245, 154 N. Y. Supp. 1101 (County Ct. 1915); *Hall v. Hess*, 97 Misc. 331, 161 N. Y. Supp. 418 (Sup. Ct. App. Term 1916); *Ecker v. Meyer*, 118 Misc. 356, 194 N. Y. Supp. 320, 118 Misc. 443, 194 N. Y. Supp. 654 (N. Y. City Ct. 1922), reversed on question of practice, 119 Misc. 375, 196 N. Y. Supp. 265 (Sup. Ct. App. Term 1922)。

(211) *Chelsea Exchange Bank v. Travelers Ins. Co.*, 173 App. Div. 829, 160 N. Y. Supp. 225 (1st Dep't 1916)。

(212) *Eltonhead v. Travelers Ins. Co.*, 177 App. Div. 170, 163 N. Y. Supp. 338 (1st Dep't 1917); *McGowin v. Menken*, 223 N. Y. 509, 119 N. E. 877 (1918); *Schoenboltz v. New York Life Ins. Co.*, 234 N. Y. 24, 136 N. E. 227 (1922); *Jorgensen v. De Viney*, 57 N. D. 63, 222 N. W. 464 (1928); *Oetting v. Sparks*, 109 Ohio St. 94, 143 N. E. 184, (1923); *Katz v. Ohio Natl Bank*, 127 Ohio St. 531, 191 N. E. 782 (1934); *In Resnerk v. Mutual Life Ins. Co.*, 190 N. E. 603 (Mass. 1934)。

(213) *Chase Natl Bank v. United States*, 278 U. S. 327, 334 (1929); *In re Rose*, 24 F. 2d 253 (E. D. Pa. 1927, aff'd, 24 F. (2d) 254 (C. C. A. 3rd, 1928), cert. denied 227 U. S. 593 (1928); *Wirgman v. Miller*, 98 Ky. 620, 33 S. W. 937 (1896); *Tyler v. Treasurer and Receiver General*, 226 Mass. 306, 115 N. E. 300 (1917); *Grems v. Traver*, 87 Misc. 644, 148 N. Y. Supp. 200 (Sup. Ct. 1914), aff'd, 164 App. Div. 968, 149 N. Y. Supp. 1035 (1914); *Chelsea Exchange Bank v. Travelers Ins. Co.*, 173 App. Div. 829, 160 N. Y. Supp. 225 (1st Dep't 1916); *Wagner v. Thieriot* 203 App. Div. 757, 197 N. Y. Supp. 560 (1st Dep't 1922), aff'd, 236 N. Y. 588, 142 N. E. 295 (1923); *Maurice v. Travelers Ins. Co.*, 121 Misc. 427, 201 N. Y. Supp. 369 (Sup. Ct. 1923); *Mahoney v. Eaton*, 123 Misc. 231, 205 N. Y. Supp. 707 (Sup. Ct. 1924), aff'd, 212 App. Div. 867, 208 N. Y.

その債権者が給付金に対して執行することができるように、当該保険契約の唯一の所有者であるとする⁽²¹⁴⁾。

憲法上の観点から被保険者の死亡後は、被保険者の生存中の債権者が法に基づきその解約返戻金に執行することができたような権利を利用することはできない場合には、保険金受取人変更権が留保されていたかどうかは重要ではない。いかなる場合であっても、被保険者は、彼の死亡により支払われることとなる保険給付金に対する財産権を有していない。それゆえ、被保険者の債権者は家族関係法 52 条のもとで、妻に支払われる給付金に主張することができるあらゆる権利は債務者の財産の中になく権利である。このような権利は憲法上の契約条項の想定外である。それゆえ、ニューヨーク州法の立法者は、憲法上、家族関係法 52 条を無効とするとか、あるいは保険法 55 条 A を変更するかによって、既存債権者の請求から妻に支払われる生命保険給付を免除するために、法を修正するだろう。この方法により立法者は保険法 55 条 A の主要な目的を達成することができる。

Supp. 898 (1st Dep't 1925); Weil v. Marquis, 256 Pa. 608, 110 Atl.70 (1917); Irving Bank v. Alexander, 280 Pa. 466, 124 Atl. 634 (1924).

(214) Reighart v. Harris, 6 Kan. App. 339, 51 Pac. 788 (1897); Goldman v. Moses, 191 N. E. 873 (Mass. 1934); Goza v. Provine, 140 Miss. 315, 10S So. 534 (1925); Amberg v. Manhattan Life Ins. Co., 171 N. Y. 314, 63 N. E. 1111 (1902); Jackson v. Talnadge, 246 N. Y. 133, 158 N. E. 48 (1927); Sam Levy & Co. v. Davis, 125 Tenn. 342, 142 S. W. 1118 (1911); Reiff v. Armour & Co., 79 Wash. 48, 139 Pac. 633 (1914)。しかし、当該制定法を明らかに保険契約者の債務を免除するものであるにもかかわらず、保険金受取人の債務を免除するものとして解釈する裁判所もある (Schillinger v. Boes, 85 Ky. 357, 3 S. W. 427 (1887); Brown v. Balfour, 46 Binn. 68, 48 N. W. 604 (1891); First State Bank v. Conn., 136 Okla. 294, 277 Pac. 928 (1929); Whiteside v. Fischer, 250 N. W. 60 (S. D. 1933))。もっとも、それが保険金受取人の債務であるといった明確な言及は含まなかったが、法規定の特定の文言により、同様の結果が達せられている州もある (Holmes v. Marshall, 145 Cal. 177, 79 Pac. 534 (1905); German-American Bank v. Goodman, 83)。